

北海道消費者被害防止 ネットワークニュース No.82

【事務局】北海道立消費生活センター<http://www.do-syouhi-c.jp>《指定管理者（一社）北海道消費者協会》
〒060-0003 札幌市中央区北 3 条西 7 丁目 北海道庁別館西棟 TEL011-221-0110 FAX011-221-4210

洞爺湖町に 67 番目の消費者被害防止ネットワーク設立！！

前号の速報でお伝えしたとおり、平成29年9月28日付けで洞爺湖町に消費者被害防止ネットワーク(ネットワーク名:洞爺湖町消費者被害防止ネットワーク)が設立されました。平成29年度では石狩市に次ぐ2か所目で通算67番目のネットワークとなりました。



構成団体は洞爺湖町役場担当課をはじめ、伊達警察署、町内各金融機関、社会福祉協議会、洞爺湖町自治会連合会、洞爺湖町商工会、洞爺湖町老人クラブ連合会、洞爺湖町教育委員会、など 12 団体です。



活動内容は関係機関等から悪質商法等に関する情報を収集し、構成員で情報の共有を行います。また最新情報を共有するため、定例会議を年1回開催し、必要に応じて臨時会議を開催することとしています。

29 年度の取り組みとして、役場のロビー等にてパネル展を実施するほか、町内広報誌に毎月「オレオレ詐欺」等の記事を掲載し、未然防止対策を行います。また「訪問販売お断りステッカー」を町内全体に配布する予定であることが事務局から報告されました。



洞爺湖町役場の方々をはじめ多くの関係者の尽力により地域ネットワークが設立されました。高齢者等の生活に密接に関係している地域ネットワークの構成団体等の連携は消費者被害防止ネットワークが設立されたことで更に強固なものになり、被害の未然防止、早期発見に繋がることが期待されます。

檜山振興局において、消費生活地域協議会を開催

11 月 15 日(水)、檜山振興局において平成 29 年度消費生活地域協議会が開催されました。

檜山地域における「消費者被害防止ネットワーク」の現状と課題について、関連団体が一堂に会して、消費者被害防止の取り組み、活動内容の報告がありました。はじめに、檜山振興局保健環境部くらし・子育て担当部長より挨拶があり、次に北海道くらし安全局消費者安全課より第 2 次北海道消費生活基本計画や北海道総合計画におけるネットワークの位置づけや、国の動き、道としての

取り組みについて説明がありました。そのあと北海道消費者協会より、ネットワークの必要性、特殊詐欺等の被害の現状について説明がありました。

当日は、せたな警察署、江差警察署、江差町役場、上ノ国町役場、せたな町役場、今金町役場、乙部町役場、各金融機関、江差消費者協会など約 20 名が参加、各参加者から活動状況について詳細な報告がありました。せたな町、今金町両町においては、警察と連携し、「特殊詐欺発生時における広報伝達訓練」が行われたことが報告されました(詳細は次ページをご覧ください)。会議全体を通して、消費者被害防止の取り組みとネットワークの重要性を再認識することができ、有意義な会議となりました。



今金町安全で住みよい町づくり推進協議会、せたな町防犯協会が合同で訓練を実施！

昨年、消費者被害防止ネットワークとして位置づけられた檜山振興局管内の今金町安全で住みよい町づくり推進協議会とせたな町防犯協会は、管轄であるせたな警察署と協力して合同訓練を実施しました。その取り組みをご紹介します。

8月8日（火）に実施されたのは、「特殊詐欺発生時における広報伝達訓練」。万一管内で特殊詐欺事件が発生した場合を想定して、両町のネットワークを活用した情報伝達の訓練を行うものです。今回は、今金町において犯人が被害者（今金町在住の高齢女性）から直接現金100万円を騙し取る「オレオレ詐欺」が発生したことを想定して訓練が行われました。

まず、せたな警察署から事件の一報を両町のネットワーク構成員にファックスで送信、構成員が防災無線やファックスで住民に周知を行いました。住民からは「防災無線でこのような情報が流れるのは良いこと」といった感想が聞かれた一方、訓練を実施したことにより課題もみえたとのことです。

また、最近では電子マネー（プリペイドカード）を買わ

せる手口が横行しています。そこで、コンビニエンスストアにおいて、警察署員が電子マネーを購入しようとする男性客に扮した訓練も実施されました。店員は「特殊詐欺に気をつけよう」と書かれたカードを客に渡し、電子マネーを騙し取る詐欺が流行っていることへの注意を促しました。

このように、消費者被害防止ネットワークを活用した訓練は、被害の未然防止・拡大防止に大変有効なものと考えられます。今後の各地域における積極的な取り組みに期待しています。



写真：広報いまかね 2017年 9月号より

「特殊詐欺は相談で防げます！！」消費生活センターと警察が合同で街頭啓発を実施！

特殊詐欺被害が後を絶ちません。今年はすでに昨年1年間の被害件数、被害額を上回っており看過できない状況にあり、とくにオレオレ詐欺が急増し緊急事態となっています。特殊詐欺はその多くが「誰かに相談をさせづらくする手口」です。そこで、消費生活センターと警察は合同で「特殊詐欺は相談で防げます！！」と銘打ち、相談をしてもらうことにより被害を未然に防ごうと街頭啓発を実施しました。

特殊詐欺では、例えば架空請求の場合「連絡がなければ今日中に法的手続き」、オレオレ詐欺は「このままだと逮捕されるかも」、還付金詐欺では「医療費還付の手続きは今日が締切」など、焦らせたり不安にさせてたりして相談をさせづらくする手口が横行しています。消費生活センターや警察に相談し



てもらうことにより防ぐことができる被害も多いのではないのでしょうか。

そこで、北海道立消費生活セン

ター、（一社）北海道消費者協会、北海道警察、北海道環境生活部くらし安全局は、札幌市消費者センター、（公社）札幌消費者協会の協力を得て、11月14日（火）、札幌駅西改札口コンコースにて街頭啓発を実施しました。

当日は北海道警察のキャラクター「ほくとくん」や札幌市の消費者教育キャラクター「しろくま」も登場。駅を通行

している人に特殊詐欺の注意を促すチラシ、ポケットティッシュ、訪問販売お断りステッカーなどを声がけをしながら配布しました。

上記のとおり、今年はオレオレ詐欺が急増。北

海道警察の発表によると特殊詐欺の被害件数は10月末時点で229件、被害金額は5億2千万円にのぼり、昨年1年間の被害件数、被害額を大きく上回っており、深刻な状況が続



いています。今後も悪質商法や特殊詐欺の被害防止のため、連携・協働による啓発活動を行っていきたいと考えています。

アマゾンをかたる架空請求に注意！！

消費者庁によると、平成 27 年 6 月以降、携帯電話に「有料動画の未納料金が発生している。本日中に連絡がなければ法的手続きに移行する」という内容の SMS（※）がアマゾンの名称で届いたという相談が全国の消費生活センターに寄せられているとのこと。

本件のアマゾンをかたる事業者は実在するアマゾンとは全く無関係であり、アマゾンが SMS で料金を請求することはありません。

また、アマゾンをかたる事業者は Amazon ギフト券（プリペイドカード）をコンビニで購入し、その番号を電話で連絡するよう指示してきますが、これは典型的な詐欺の手口です。不安な場合は消費生活センターにご相談ください（平成 29 年 11 月 14 日付け、消費者庁ニュースリリースより）。

※SMS=メールアドレスではなく、携帯電話番号を宛先にして送受信するメッセージサービス

「クローバーコイン」販売で虚偽の説明、札幌の事業者に取引停止命令

消費者庁は、「クローバーコイン」と称する電子的な情報提供と管理の役務を提供する連鎖販売業者「48ホールディングス株式会社」（本社：札幌市）に対し、特定商取引法違反（不実告知など）に基づき、3 か月間の取引停止命令を出しました。

同社は、勧誘の際、名称や勧誘目的を告げていなかったり、同社が提供する「クローバーコイン」の価値が将来増すかどうか不確定であるにもかかわらず「完全に上がる。買わなきゃ損する」「公開前の仮想通貨を購入すれば公開時には 10 倍に値上がりする」などと不実のことを告げたりしていました。

（平成 29 年 10 月 27 日付け、消費者庁ニュースリリースより）。

健康器具販売「ジャパンライフ」に 3 度目の取引停止命令

消費者庁は、家庭用永久磁石磁気治療器の業務提供誘引販売業者である「ジャパンライフ株式会社」（本社：東京都千代田区）に対し、特定商取引法違反に基づき、12 か月間の取引停止命令を出しました。同社は平成 28 年 12 月、平成 29 年 3 月にも同命令を受けており、今回で 3 度目となります。

同社は、勧誘に先立って「エステやマッサージ」などと告げるのみで、勧誘目的や商品の種類を明らかにしていなかったほか、同社の正確な財務状況や大幅な債務超過である事実について、故意に事実を告げない行為をしていました。また、法定書面の不交付や契約解除の意思表示をした者に対し、意思表示の撤回を迫るなど解除を妨げる行為をしていました（平成 29 年 11 月 17 日付け、消費者庁ニュースリリースより）。

複数の名称で訪問販売、いわゆる便利屋に北海道が業務停止命令

北海道は、訪問販売を行っている安藤直久（個人事業者、以下「事業者」という。苫小牧市）に対し、特定商取引法違反行為（書面不交付、債務履行拒否、不当遅延）を認定し、同法に基づき業務の一部（勧誘、申込受付、契約締結）を 9 か月間停止するよう命じました。

当該事業者は訪問販売で、「札幌 YS プランニング」、「エコクリーン札幌」、「札幌オフィス 703」、「札幌壱番屋」、「札幌マルフジ」など複数の名称を用いて、不用品回収や庭木の剪定、引越運送など、いわゆる便利屋に係る取引を行っていました。

北海道によると、当該事業者は法定書面を交付していない、約束の期日を過ぎても役務を提供しない、契約を解除した者に対し返金しないなどの行為がありました。道内では過去 5 年間で 43 件の相談があったとのこと（平成 29 年 11 月 16 日付け、北海道プレスリリースより）。

見守り 新鮮情報

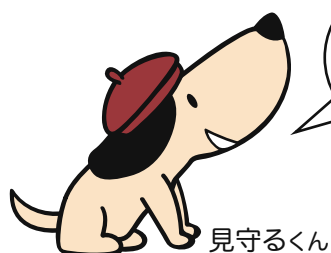
以前トラブルに遭った**アダルトサイト**業者から「**裁判所から督促状**が届く」等と度々電話がかかってきた。**インターネット**で「**消費者センター**」を探して電話したところ「**解決に5～7万円**かかる」と言われた。**お金がかかる**

のは**おかしい**と思い「消費生活センターか」と尋ねると「**公安委員会に届出**をしているのでご安心ください」と言われ、**あやしい**と思い電話を切った。名前と電話番号を知られている。大丈夫か。(60歳代 男性)



「アダルトサイトとの トラブル解決」をうたう 探偵業者に注意

ひとこと助言



- アダルトサイトのトラブルを解決しようと、インターネットで探した「返金・解決ができる」等とうたう窓口で電話したところ、実際には探偵業者だったため、問題は解決しないのに料金を請求されたという相談が寄せられています。
- 「消費者〇〇センター」など、自治体の消費生活センターと似た名称を名乗る探偵業者もあるので、注意が必要です。
- 不安に思ったら、早めにお住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください(消費者ホットライン188)。